

函館大谷短期大学図書館閲覧規程

第 1 章 総 則

- 第 1 条 函館大谷短期大学図書館（以下「図書館」という。）の管理する図書、雑誌、その他の資料（以下「図書」という。）は本学の教職員、学生に限り閲覧することができる。
- 2 ただし、館長の承認を得た場合は学外者でも閲覧することができる。
- 第 2 条 図書館の開館時間は午前 9 時から午後 5 時までとする。
- 第 3 条 図書館は次の日を休館日とする。
- (1) 土曜日
 - (2) 日曜日
 - (3) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - (4) 年末年始
 - (5) 本学の開学記念日
- 2 前項の他に館長が必要と認めるときは臨時に休館することがある。

第 2 章 館内閲覧

- 第 4 条 館内閲覧をしようとするものは、図書閲覧証を係員に提出して図書の貸与を受け、閲覧しなければならない。
- 第 5 条 閲覧図書は必ず当日閉館時間まで返納しなければならない。
- 第 6 条 閲覧室は静粛を旨とし、雑談等他人の妨げになるような行為をしてはならない。

第 3 章 館外閲覧

- 第 7 条 館外閲覧をしようとする者は、所定の閲覧票に必要事項を記入し、身分証明書を係員に提示しなければならない。
- 第 8 条 館外帯出する図書冊数は普通 2 冊、特別 4 冊以内とする。
- 2 ただし、期限延長を必要とするときは、必ず借りた図書を係員に提示し許可を得る。
- 3 必要があれば帯出期間中でも返納させることがある。
- 第 9 条 次の図書は館外に帯出してはならない。
- (1) 貴重図書、辞書、索引
 - (2) 絵画、写真帖類
 - (3) 特殊資料
 - (4) 館長が帯出を不当と認めた図書
- 第 10 条 すべての貸出し図書は、又貸しをしてはならない。
- 2 貸出し図書を紛失したときは速やかに届出て、代りの同じ図書を弁償しなければならない。
- 3 故意に貸出し図書を毀損した場合は、代りの同じ図書をもって弁償させ、本館の利用を停止することがある。
- 第 11 条 休暇中で休館日数の多い場合は、別に帯出期間を定める。

附 則

1. この会則は、昭和 38 年 5 月 1 日から実施する。

附 則

1. この会則は、昭和 58 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

1. この会則は、昭和 60 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

1. この会則は、平成2年4月1日から実施する。

附 則

1. この会則は、平成14年4月1日から実施する。

附 則

1. この会則は、平成15年4月1日から実施する。

附 則

1. この会則は、平成17年4月1日から実施する。